

札幌弁護士会

第4回

中高生のための憲法講座

～憲法ってどうしてあるの？ 憲法って私たちにどう関係があるの？～

とき

2010年3月13日土
13:30 ▶ 16:00

応募対象

中学3年生・高校生 ※見学の方は応募不要です。

応募方法

裏面の応募用紙に必要事項を記入の上、下記宛てに、郵便、FAXまたはメールでお送りください。

ところ

札幌弁護士会館5階

札幌市中央区北1条西10丁目 札幌弁護士会館

参加費
無料

ゼミナール参加者、見学者とも無料です。

※公開ゼミナールの生徒として参加を希望される中学生・高校生のみなさんは、右記のとおり応募が必要です。見学者の方は、応募や予約はいりません。直接会場にお越しください。

〒060-0001

札幌市中央区北1条西10丁目 札幌弁護士会館7階

札幌弁護士会「中高生のための憲法講座」係

TEL:011-281-2428 FAX:011-281-4823

E-mail:kenpouinkai@satsuben.or.jp

応募締切り

2010年2月28日必着

※応募者多数の場合には、先着順とさせていただきます。結果につきましては、後日ご連絡させていただきます。

～これから大人になるみなさんへ～

「憲法」という言葉は聞いたことがあっても、どんなもので、私たちの生活にどう関わっているのか、知らない方が多いのではないのでしょうか。でも、とっても大切なもので、大切すぎて気がつかないでいることが多いのです。

今回の憲法講座は、皆さんの日常生活を題材にして、憲法で保障されている権利について、みんなでゼミナール形式で勉強します。実際の裁判例にも触れながら、憲法のもつ意味や私たちの生活との関係について、みんなで考えます。

中学生・高校生のみなさん、どうぞお気軽に参加して下さい。

また、どんなことをするのか見てみたいという中高生、市民のみなさん、ぜひ見学に来てください。

主催：札幌弁護士会 後援：北海道教育委員会・札幌市教育委員会



～中高生のための憲法講座について～

中高生のための憲法講座は、今年で4回目になります。

第1回目は、元津田塾大学教授で『世界がもし100人の村だったら』を監修したダグラス・ラミスさん、
第2回目は、室蘭工業大学准教授(憲法)の奥野恒久さん、第3回目は、法学館憲法研究所所長の伊藤真さんを講師にお招きして、
憲法について中高生のみなさんと一緒に考えてきました。

4回目の今年は、中学校や高校で憲法授業をしてきた若い弁護士が先生となります。
学校生活の身近な事例を題材に、ゼミナール形式で勉強します。みんなで議論したり、実際の裁判の話の聞いたり、
ベテラン弁護士から憲法の大切さを話してもらったりと、盛り沢山です。とってためになります。
中高生のみなさん、春休みの1日の午後を、憲法を考える時間に見ませんか。

応募方法

応募用紙に必要事項を記入の上、下記宛てに、郵便、FAXまたはメールでお送りください。

〒060-0001

札幌市中央区北1条西10丁目 札幌弁護士会館7階
札幌弁護士会「中高生のための憲法講座」係

FAX:011-281-4823

E-mail:kenpouinkai@satsuben.or.jp

※応募者多数の場合には、先着順とさせていただきます、結果につきましては、後日ご連絡させていただきます。
※当日、参加していただく方には、事前に簡単なアンケートを送付させていただきますので、ご協力をお願いいたします。

切 り 取 り

応募用紙

2010年2月28日(日)必着

住 所 〒□□□ □□□□
フリガナ
氏 名
電話番号
学 校 名
学 年
この講座を何で知りましたか?